平成２６年（フ）第４号
青森県八戸市大字沢里字下沢内40番地１
債務者　内城八枝子
１　決定年月日時　平成26年１月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第２７１号
青森県むつ市金曲１丁目17番30号　奈良住宅Ａ－３
債務者　奥本　隆志
１　決定年月日時　平成26年１月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５６４３号
大阪市住之江区御崎５丁目17番23号
債務者　宮本　勇樹
１　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７１５号
大阪府寝屋川市香里本通町11番18号
債務者　樋口　　浩
１　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７９８号
大阪府東大阪市横小路町１丁目２番22号
債務者　阿部　裕治
１　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８１２号
大阪市旭区中宮１丁目７番８号　ノーブル中宮301、前住所大阪市旭区清水２丁目９番４号
債務者　藤井小百合
１　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８２０号
大阪市鶴見区横堤５丁目２番５号　メゾン横堤208
債務者　うめ富こと　小田切竜也
１　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８２３号
大阪府茨木市中村町17番19号　第１西田ハイツ２階22号、住民票上の住所大阪府茨木市学園南町１番１号　田村方
債務者　辻　　崇美
１　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８４２号
新潟市北区内島見2103番地２　幸栄荘５号
債務者　加藤　好子
１　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８４７号
大阪府門真市脇田町２番６―101号
債務者　柏原　茂雄
１　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８６０号
大阪市東淀川区瑞光１丁目６番12号　ノートルプレジール401号
債務者　中西　秀治
１　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９０２号
大阪府八尾市植松町８丁目２番１―606号
債務者　津田ヨシ子
１　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９０７号
大阪府高槻市大冠町２丁目41番１号　ラ・ストラーダ大冠202号
債務者　奥村　幸子（旧姓山田）
１　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９１１号
大阪府東大阪市高井田西５丁目１番19号　ピアー依奈205、事業所所在地大阪府東大阪市森河内西２―26―31
債務者　ガレージ寅ちゃんこと　太田垣修二
１　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９４３号
大阪市阿倍野区文の里３丁目14番４―401号
債務者　森冨　一生
１　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９７６号
大阪市淀川区十三本町２丁目８番21―204号
債務者　井口　三義
１　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０５８号
京都府木津川市相楽台５丁目26番地19
債務者　梶原　輝恵
１　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部